

ワーキングホリデープログラム参加条件●お申込み前にお読みください。

このパンフレットでご紹介する研修へのお申込みは以下の条件でお受けします。

●プログラムの範囲●

- このプログラムは、ここに記載する申込条件に基づき、株式会社国際交流センター（観光庁登録旅行業1148号、以下「当社」といいます）がワーキングホリデービザで海外に滞在する申込者を対象に日本出発及び現地到着後のオリエンテーションや海外滞在中の学校情報、生活情報、アルバイト情報の提供と相談を行うものであり、海外での就職斡旋や入学保証など申込者に対して何らの保証を行うものではありません。申込者の希望する受け入れ期間への入学申込手続きの代行、出発にあたっての情報提供などを行うものであり、課程の修了・資格取得などを保証するものではありません。受け入れ期間での研修内容は各教育機関が独自に企画・運営・提供するもので、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行うものではありません。
- このプログラムは参加者の要望をお伺いし、それに沿ったサービスの手配を引き受ける「手配旅行」になります。
- このプログラムで当社が提供するサービスは以下の通りです。（都市によってサービスが異なります。）
 - 出発前無料英語講座（グループレッスン）
 - 出発前のオリエンテーション
 - ワーキングホリデービザ申請のアドバイス
 - 現地到着時のオリエンテーション（生活オリエンテーション）
 - 現地銀行口座の開設のご案内
 - 現地語学校・ホームステイの紹介・手続き
 - 現地インターネットの無料利用
 - 現地携帯電話（レンタル）のご案内
 - 現地での就職相談と情報提供
 - 24時間緊急サポート
 - 現地旅行の相談・内容
 - 現地お荷物預かりサービス
 - 現地私書箱サービス
 - 現地在留申請のご案内
 - 現地納税者番号取得のご案内*お客様の希望により下記の手配も行います。（別途請求）
 - 入学申込手続きの代行：入学願書の取り寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付及び研修費用の送金、入学許可証（またはそれに代わるもの）取り寄せ。
 - 宿泊手続きの代行：研修期間に合わせたホームステイ・学生宿舎・ゲストハウス・ホテル等の申込み手続きを行います。但し受入学校が宿泊施設を持たない場合、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者、その他の補助者に代行させることがあります。
 - 渡航手続きの案内：旅券・査証等の申請方法を案内します。旅券の取得及び査証の取得はご本人で行っていただきます。
 - 交通機関等の旅行手配：プログラム開始地到着地までの日本からの航空機、列車等の交通機関の手配をします。また、現地到着時の空港出迎えの手配もいたします。

●お申込み条件●

- ワーキングホリデーを渡航の目的とし、当プログラム申込条件をよく理解し、受入国の法令および規則を遵守できる心身共に健全な人。
- 20才未満の方は保護者の同意が必要です。
- 慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、現在健康を損なうか、身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方はその旨を事前にお申し出ください。可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。尚、この場合医師の診断書を提出していただくことがあります。状況に応じて介護者や同伴者の同行を条件とさせていただきますが、または場合によってはお断りする場合があります。
- 当社は下記の事由によりお申込みをお断りする場合があります。
 - 申込者が未成年で、親権者の同意がない場合。
 - 希望する受入機関への申込み期限あるいはプログラム開始時期までにプログラム手続きが完了できない見通しがつかない場合。
 - 申込者が受入国の法令、公序良俗に反する行為をする恐れがある、またはワーキングホリデープログラムの円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した時。
 - 希望校から入学が許可されなかった場合。
 - その他、当社の業務上の都合があるとき。

●お申込み●

お申し込みの際には申込書の提出と、当社が定める金額の申込金（50,000円）をお支払い頂きます。お申込みの成立は当社がお申込用紙と申込金を受領した時点とします。

●プログラム費用のお支払い●

入学の許可がおりた時点で、プログラム費用、および航空券代金等の旅行手続き諸費用の合計の請求書を発行します。指定された期日までにお支払いください。当社は出発日の90日前までは、申込みに授業料等（制度上期日が定められているビザの発行等に係わる場合を除く）のお支払いを請求しておりません。

●申込みコースの変更●

参加者の都合でお申込後に同じ主催学校の他コースに変更をされる場合、またはプログラム開始日を変更する場合は下記の変更料を申し受けます。その際、変更前のコースに関する取消の実費が学校から請求される場合は、別途加算されます。

同一校での変更日	変更料
お申込み後から8日以内 但し申込がプログラム開始日の30日前（ピーク時は40日前）以降の場合は除く	無料
お申込み9日目以降 プログラム開始日の31日前まで	1回につき3,000円
プログラム開始日の30日前 以降15日前まで	1回につき10,000円
プログラム開始日の14日前 以降	原則として取消しと同じ扱い

●お申込み後の取消し●

【お客様による取消し】

- 参加者は以下に定める取消料を支払っていつでもワーキングホリデープログラムを取消することができます。
- 取消料は、プログラム開始日を基準として算定致します。
- お申込みから8日以内はクーリングオフ期間とみなし、取消料はかかりません。但しプログラム開始日の30日前（ピーク時*にあつては40日前）以降の日は除きます。
*ピーク時：4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。
- お申込み後に研修校の変更をされる場合は原則として申込みをお取り消しいただき、新たにお申込み頂く形を取ります。その場合は以下の取消料が適用されます。

【取消しの方法】

電話のみによる取消し、変更はお受けできません。当社営業時間内に、書面にてお知らせください。
《ワーキングホリデープログラムについての取消料》

取消日	取消料
お申込み後から8日以内 但し申込がプログラム開始日の30日前（ピーク時は40日前）以降の場合は除く	無料
お申込み9日目以降 プログラム開始日31日前	申込金
プログラム開始日の30日前 以降15日前まで	申込金+ プログラム費用の20%
プログラム開始日の14日前 以降7日前まで	申込金+ プログラム費用の50%
プログラム開始日の6日前 以降1日前まで	申込金+ プログラム費用の75%
プログラム開始日当日以降 及び無連絡不参加	申込金+ プログラム費用の100%

*ピーク時：4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7

【返金の手続き】

プログラム開始前の取消しにより、当社から返金がある場合は、上記の取消料を差し引き、返金を行います。現地通貨による金額は、お申込み時に適用したレートにより円換算の上、返金を行います。

プログラム開始後、研修先で研修期間の短縮・延長を希望される場合は、現地で研修機関の同意を得た上で行ってください。日本出発後、又は研修開始後のプログラムの短縮又は途中退校の場合、費用の払い戻しは原則としてありません。ただし受入校が例外的に研修費用の一部返金をみとめた場合は、その金額を申込みに代わって当社が代理で受領し、申込みに返還します。その際の換算レートは、振込日付けのTTBレート（三井住友銀行の外貨→円買建ての現金為替レート）を適用します。

【当社からの解約】

- 当社は、申込者から本契約において申込者から、ワーキングホリデープログラムの申込があった場合、次に定める事由の一つあるいは複数らが認められたときは、申込者からの申込をお断りすることがあります。
- 申込者の年齢、資格、技能その他の条件が渡航先国のワーキングホリデービザ発給基準ならびに研修機関先等の指定する条件に合致していないと当社が判断したとき。また、申込者が虚偽の申告をしたとき。
 - 申込者が未成年である場合または学生の場合、申込について親権者（両親等）の同意がないとき。
 - 申込者が希望する手配において、客観的に手配できる可能性がないことが明らかになったとき。
 - 申込者が希望する手配において、期限までに完了できない見通しがないとき。
 - 申込者の過去の既往症または現在の心身状態が当プログラムの参加に不適切であると当社が認められたとき。また海外留学保険に加入できなかったとき。
 - 申込者が病気その他の事由により申込者がプログラムを続行できないと判断したとき。
 - 申込者又はその関係者が、他の申込者に迷惑を及ぼし、若しくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき。
 - 申込者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しないとき。
 - 申込者が長期にわたり連絡不能又は住所不明となったとき。
 - 申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき。

●免責事項●

- 当社は次に例示するような当社の責にやらない事由により、申込み者が現地学校のプログラムに参加できなかった場合および出発時期が変更になった場合には、責任を負いません。
- 申込み者がパスポートまたはビザを取得できない場合もしくは、日本出国や渡航先国に入国拒否された場合。
 - ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
 - 郵便事情及び学校の事情等、当社が管理しえない事由により入学許可やその他の書類が届かずビザ申請手続きが遅延した場合。
 - 申込んだコース又は宿泊施設が定員に達して、手続できない場合。
 - 天災、地震、戦乱、暴動、ストライキ等における不慮の災難、その他の不可抗力による場合。
 - 渡航後はご本人の責任において行動していただきます。ご本人の故意、過失、受入国の法令・公序良俗もしくは受入校・滞在先の公序良俗などに違反する等の行為によって生じた責任・損害等は全て申込み者個人の責任となります。よって現地での学校生活、及びその滞在中の事故などについて当社は一切の責任を負いません。また、それらの行動により当社が損害を受けた場合は、当社は申込み者ご本人からの損害賠償を申し受けます。
 - 現地の祝日、学校が定める休校日の授業は行われません。この場合、授業料に関する払い戻しはありません。休校日の予定は変更・追加される場合があります。
 - 当社は受入機関から送られてくる最新情報に基づき、ワーキングホリデープログラムのご紹介・手続きを行います。各受入機関の事情により、受入条件・研修内容・滞在先・費用・その他プログラムに関して予告無しに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、ご本人に連絡いたしますが、ワーキングホリデープログラムに関する変更や中止については責任を負いません。

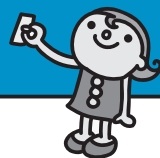
●その他●

- お客様と当社の契約は出発前に当社が事前に手配を行った研修期間および滞在中の終了日までとなります。
- 当社はいかなる場合も研修の再実行はしません。
- 契約はこの参加条件と当社手配旅行契約約款によりです。

個人情報について

当社は研修申込みの際に提出された個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）については、参加者との連絡に利用させていただきます。他、申込みいただいた研修における現地受入機関・運送・宿泊等のサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他には研修参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成などに、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。

お申込み頂くお客様は、本旅行条件及びパンフレットに記載されている各コースごとの内容を必ずご確認の上、お申込みください。



■ iss(株)国際交流センターご旅行条件(手配旅行の部 要旨)

1. 本旅行条件書

第一条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

2. 手配旅行契約

ISS(株)国際交流センター(東京都新宿区高田馬場1-26-5 Fビル 6F 観光庁長官登録旅行業第1148号・以下当社といいます)

(用語の定義)

第二条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすることなどにより旅行者が運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行のみをいい、「海外旅行」とは国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除きます)をいいます。

4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承認し、かつ旅行代金等を第十六条第二項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(手配債務の終了)

第三条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます)を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨を旅行者に通知した日とします。

(手配代行者)

第四条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(契約の申込み)

第五条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(契約締結の拒否)

第六条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

2 当社の業務上の都合があるとき。

3 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(契約の成立時期)

第七条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第二項の申込みを承諾する旨の通知を發した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を發する場合は、当該通知が旅行者に達した時に成立するものとします。

(契約成立の特則)

第八条 当社は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(乗車券及び宿泊券等の特則)

第九条 当社は、第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約(企画手配旅行契約を除きます)であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(契約書面)

第十条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する業務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限り)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

4. 旅行契約の変更及び解除

(契約内容の変更)

第十二条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更による費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

(旅行者による任意解除)

第十三条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、



違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料を支払わなければなりません。

(旅行者の責に帰すべき事由による解除)

第十四条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。

- 2 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- 3 通信規約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- 4 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければならないとします。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第十五条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
- 3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

5. 旅行代金

(旅行代金)

第十六条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期日までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
- 3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、3若しくは4の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条第一項第二号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないとします。

(旅行代金の精算)

第十七条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます)と旅行代金として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。

- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

6. 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)

第十八条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第十九条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約成立の特則)

第二十条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。

- 2 前項の規定に基づき申込金の支払を受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

(構成者の変更)

第二十一条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

- 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更による費用は、構成者に帰属するものとします。

(添乗サービス)

第二十二条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。

- 2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- 3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、八時から二十時までとします。



- 4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

7. 責任

(当社の責任)

第二十三条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は、当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させたものが故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動による運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、手荷物について生じた前項の損害については、前項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては十四日以内に、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

(旅行者の責任)

第二十四条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

- 2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

8. 弁済業務保証金

(弁済業務保証金)

第二十五条 当社は、社団法人日本旅行業協会(東京都千代田区霞が関三丁目3番地3号)の保証社員となっております。

- 2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から7,000万円に達するまで弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業法第二十二條の第一項の規定に基づき、社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担保金を納付しておりますので、同法第七條第一項に基づき営業保証金は供託していません。